

潟上市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 はじめに

潟上市議会議員政治倫理審査会は、議長から平成27年7月9日付で潟上市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条第3項の規定に従い審査要求があったので、政治倫理条例第9条に基づき、審査請求の適否及び政治倫理基準等違反の行為の存否及び同条第2項に基づき必要と認める措置について正確かつ慎重な審査をすることとした。

2 審査請求内容

審査請求日 平成27年6月26日

請求議員 鈴木斌次郎議員 佐々木嘉一議員 2名

疑義があると認められる者の氏名 潟上市議会議員 西村 武

疑義の内容

西村武議員の親族企業が市発注の事業を受注したのは市議会議員政治倫理条例に下記のとおり抵触する疑いがあるのではないかと疑う。

イ) 政治倫理条例第13条（市との請負契約等に対する遵守事項等） 議員又は議員の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）に対し、市との工事請負契約（実質的に元請負と異なる下請負を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約（以下「請負契約等」という。）の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除くとあります。

ロ) 関係私企業である(株)西村建設代表取締役社長西村 聖は、西村 武議員の長男である。

ハ) 平成25年10月1日～平成27年1月報告分までに請負件数6件、1億2,457万円の請負契約等がある。

（※なお、平成27年5月29日、5,238万円の請負契約も締結されている。）

3 政治倫理審査会

委員の定数 5名

出席委員数 3名

委員長	中川光博議員
副委員長	小林 悟議員
委員	堀井克見議員
欠席委員	1名 児玉春雄議員（病気入院により、審査会を全回欠席）
除斥委員	1名 西村 武議員（被審査請求議員により西村議員は審査会委員の除斥の対象となります。）

政治倫理審査会開催状況

区 分	開催年月日	案 件
第1回審査会	平成27年 8月 6日	審査請求内容の審査
第2回審査会	平成27年 9月 2日	提出された資料の審査
第3回審査会	平成27年 9月15日	提出された資料の審査
第4回審査会	平成27年 9月30日	政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告審査
第5回審査会	平成27年10月 5日	議長への報告文書の検討
第6回審査会	平成27年10月 6日	議長への報告文書の作成

4 審査請求の可否

審査請求者は、政治倫理条例第8条第2項の審査請求権（議員は、議員定数の12分の1以上の者の連署をもって議長に審査を請求することができる。）の規定を満たしているものである。

西村武議員は、平成26年2月26日付で、関係私企業等届出書において西村聖を長男として届けている。

添付された請負契約等に関する資料については、政治倫理条例第13条第8項の規定による、市長は届出書の関係私企業と請負契約等を締結した場合はその請負契約等の内容を議長に報告する報告書と審査請求書の金額に28万円の差異が判明したが、請求本旨には問題はない。

したがって政治倫理審査会は、審査請求の適否については適であると判断した。

5 審査について

政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）は、政治倫理条例施行（平成25年10月1日）後、初めての審査請求であり、政治倫理条例第1条の中で謳っている「議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼され

る民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」理念に従い、第9条（審査会の職務及び権限）に沿って、審査請求の内容について客観的事実を正確かつ慎重に審査することを旨に審査を進めた。

6 審査の経過

西村武議員へ資料提出依頼 2回

西村武議員へ審査会への出席要請 1回

関係人 西村聖への出席要請 2回

詳細については以下のとおりです。

- ◆ 政治倫理条例第10条（議員の協力義務）の規定により、審査会は、被審査請求議員 西村武議員へ審査のための資料の提出を依頼した。

第1回目の依頼 平成27年8月6日

- 戸籍謄本（西村議員と聖さんとの関係がわかるもの2名分）
- 住民票謄本（同居していない場合は西村議員と聖さんのもの）
- (株)西村建設の登記簿謄本と定款
- 潟上市商工会会員の資格（商工会が発行のもの）
- 決算書 3社分（株)西村建設、(有)天王バッティングセンター、翔和ゴルフガーデン
- 政治倫理条例第13条第1項に対してどのような回避努力を行ったか。

回答（抜粋） 平成27年8月17日

1) 戸籍謄本

西村聖との関係は、平成26年2月に提出した届出書により明らかであり、また個人情報に記載されているものであるため、提出できません。

2) 住民票

住民票は、本条例第13条に抵触するか否か等の審査に必要な書類でないため、提出できません。

3) 登記簿謄本と定款

登記簿謄本（現在事項全部証明書）写は提出します。定款は既に提出しております。

4) 潟上市商工会会員の資格

（※商工会からの(有)天王バッティングセンター宛の封筒のコピーを提出）

5) 決算書 3社分

決算書は、本条例第13条に抵触するか否か等の審査に必要な書類ではなく、また会社の内部情報が記載された書面であり提出できません。

6) 回避努力

① 本条例が施行されたころ、株式会社西村建設の社長である西村聖に対し、本条例の制定及びその内容等について説明し、潟上市と工事請負契約を締結することは辞退するよう要請した。

② また、潟上市広報により、株式会社西村建設が潟上市と工事請負契約を締結したことを知った平成26年12月及び平成27年6月、西村聖に対し、同様の要請を行った。

③ これ以外にも、本条例に関連する話が出た際には、同様の要請を行っている。

- ◆ 審査会は、審査について客観的事実を正確かつ慎重に審査するために資料が不足であり、資料の再提出を依頼することとした。

第2回目の依頼 平成27年9月3日

- 戸籍抄本（西村議員と聖さんのもの各1通）
- 住民票抄本（西村議員と聖さんのもの各1通）
- (株)西村建設の登記簿謄本と定款（3ヶ月以内に発行されたもの）
- 潟上市商工会会員の資格（商工会会長名で証明されたもの）
- 決算書3社分（平成25、26年度分）(株)西村建設、(有)天王バッテリーセンター、翔和ゴルフガーデン

回答（抜粋） 平成27年9月8日

8月17日付と同様の理由により資料の提出はできませんので、その旨回答します。

- ◆ 政治倫理条例第9条第3項（審査会の権限）の規定により、審査会は、政治倫理条例第13条第1項に対し、西村武議員から提出された回避努力について、関係人から事実の確認をするため、西村聖に対し審査会への出席要請を行った。

関係人への出席要請

出席要請日 平成27年9月 9日
審査会開催日 平成27年9月15日

回 答（抜粋）

西村武議員より電話で、関係人 西村聖は出席要請に応じない旨、回答がありました。

- ◆ 審査会は、このままでは審査請求内容について、事実確認ができないため、再び関係人 西村聖への審査会への出席要請を行うこととした。また、政治倫理条例第10条の規定（当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。）により、西村武議員から提出されている資料についての説明を求めため、審査会への出席要請を行うこととした。

関係人 西村聖への出席要請

出席要請日 平成27年9月17日

審査会開催日 関係人の都合のいい日（※出席できるための配慮）

回 答（抜粋） 平成27年9月18日

回答文書（※回避努力の内容）に関する意見を求めるための出席要請を受けましたが、回答文書について特に意見はありません。そのため、9月15日の審査会は欠席しましたが、今後も出席する考えはありません。

なお、回答文書の6・回避努力の内容については、その事実間違いはありませんので、念のため申し添えます。

西村武議員への出席要請

出席要請日 平成27年9月17日

審査会開催日 関係議員の都合のいい日（※出席できるための配慮）

回 答（抜粋） 平成27年9月24日

8月17日付「資料の提出について(回答)」に関する説明のため、審査会への出席を求められています。しかし、「資料の提出について(回答)」により、審査に必要な説明はすべて行っており、特に加える説明はありません。審査会には欠席しますので、その旨回答いたします。

7 審査の概要

1) 請負契約等一覧について (別紙)

平成25年10月～平成27年1月までは審査請求書添付資料のとおり請負件数6件、1億2,485万円の請負契約等があるが、さらに平成27年5月～平成27年7月末日分までに請負契約等が1件、請負金額5,238万円あることが、市長からの議長への報告書で明らかになった。

請負契約等について合計件数7件、請負金額1億7,723万円である。

2) 株式会社西村建設の役員について

提出された現在事項全部証明書(写し)は平成26年12月3日発行のものであるが、役員に関する事項から、西村聖の代表取締役就任が平成26年9月11日になっているが、政治倫理条例が施行された平成25年10月1日から平成26年9月11日までの株式会社西村建設の役員構成についてうかがい知ることはできない。

3) 定款(写し)について

発行年月日が記されていない。

4) 資料提出の経緯から

審査会は、審査にあたり審査請求の内容について客観的事実を正確かつ慎重に審査するため、政治倫理条例第10条に基づき各種資料の提出を求めたが、戸籍抄本、住民票抄本の提出を拒否されたため、西村武議員と西村聖との親子関係及び同居の有無が確認できない。

また株式会社西村建設は「西村建設グループ」を外部発信している。3社の関係を確認したかったが、3社分 株式会社西村建設、有限会社天王バッティングセンター、翔和ゴルフガーデンの決算書(平成25、26年度分)の提出を拒否されたため、3社の関係(連結決算内容等の有無)及び地方自治法第92条の2に関係する審査及び西村武議員の株式会社西村建設への関与(資本金及び株式割合等の有無)について確認ができない。

さらに、政治倫理条例第9条第3項(審査会の権限)の規定により関係人 西村聖への審査会への出席要請を行ったが、出席拒否については、西村武議員が回答しており、株式会社西村建設代表取締役西村聖の実態が見えない。このことから経営の実態について疑義が生じた。

8 政治倫理基準等違反の行為の存否について

(政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告のための審査)

1) 西村武議員と西村聖との関係については、戸籍抄本、住民票抄本等での確認はできないものの、西村武議員の回答にある平成26年2月に提出した届出書により1親等であることを確認した。

2) 請負契約等について

西村武議員は長男の株式会社西村建設代表取締役である西村聖に対し、政治倫理条例第13条に基づき請負契約等の締結を辞退するよう要請したとしているが、わずか1年半で請負契約等の締結は、平成25年10月25日、平成25年12月1日、平成26年10月7日、平成26年11月13日、平成26年11月21日、平成26年12月1日、平成27年5月29日の計7回にわたりほぼ連続して締結されており、請負金額も1億7,723万円である。

さらに、審査会が、長男西村聖が議員である父の請負契約等の辞退の要請に対し、連続して請負契約等を締結したことの説明を求めるため、審査会への出席を要請したが、特にそのことに意見はありませんということ出席を拒否した。

このことと併せ、欠席の連絡が長男西村聖からではなく、西村武議員が口頭で電話連絡していることを考慮すると、西村武議員の回避努力についての報告には疑義がある。

そもそも議員の当該企業への実質的な関与の有無等の事情は、外部の第三者には容易に図り得るものではなく、そのような事実関係の認定は困難を伴うことも考えると、西村武議員及び長男西村聖の審査会への出席拒否という不誠実な対応は、市民の疑惑や不信を招き市政に対する市民の信頼を損ね、議員の職務執行の公正さが害されるおそれがあることは否定しがたい。

3) 政治倫理条例施行後の株式会社西村建設の役員について

審査の概要でもふれたが、政治倫理条例施行後の平成25年10月1日～平成26年9月11日間の株式会社西村建設の役員構成について知り得るため再三にわたり決算書の資料提出を求めたが拒否された。このことは、地方自治法第92条の2についての疑義も生じることとなる。

政治倫理条例第13条において市との工事請負契約等の締結については、市民に疑惑の念を生じさせないため、地方自治法第92条の2の趣

旨に従うとされている。地方自治法第92条の2は、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者等又は主として同一の行為をする法人の取締役等になることができない旨を規定しているからである。

4) 義務規定としての政治倫理条例第10条について

政治倫理審査会は潟上市議会で機関決定された審査会であり、審査請求に対してはその審査にあたり条例に基づき、客観的事実を正確かつ慎重に積み重ねていかなければならない。

被審査請求議員の西村武議員は審査会委員でもあり、審査にあたっては政治倫理条例及び政治倫理条例施行規則を遵守することが求められる。

特に義務規定として議員の協力義務を定めた、政治倫理条例第10条、当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならないと規定している。

審査会から西村武議員への資料請求及び会議への説明のための出席要請に対し、一部の資料の提出を除き、悉く審査会の要請を拒否したことは明らかに政治倫理条例第10条に違反している。

9 政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告について

1) 西村武議員に係る事実の認定及び評価

①再三にわたる審査資料請求の提出拒否

②政治倫理条例第13条 市との請負契約等に対する遵守事項等への条例違反

- ・ 1親等親族の請負契約等7回の度重なる締結による西村武議員の回避努力への疑義
- ・ 地方自治法第92条の2への疑義

③審査会への西村武議員の説明のための出席要請に対しての出席拒否
審査会への株式会社西村建設代表取締役社長 西村聖の出席要請に対しての出席拒否

④政治倫理条例第10条（議員の協力義務）に対する西村武議員の条例違反

⑤西村武議員と株式会社西村建設との関係が資料の提出拒否により確認ができない。

- ・ 平成25年10月1日～平成26年9月11日までの役員構成及び資本金・株式等の保有状況が確認できず、経営実態が見えない。

⑥株式会社西村建設、有限会社天王バッティングセンター、翔和ゴルフガーデン3社の関係が資料の提出拒否により確認できない。

・連結決算等の有無が確認できない。

政治倫理条例第13条における1親等規制の目的は、議員の職務執行の公正を確保するとともに、議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保することであり、審査会委員でもある西村武議員の再三にわたる資料提出要請に対する提出拒否、審査会出席要請に対する出席拒否という一連の行為はこのことを著しく損ねるものである。

2) 措置の勧告の種別について

政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告の種別は、政治倫理条例施行規則第14条により、

- (1) 注意
- (2) 一定期間の出席自粛勧告
- (3) 議長等の役職辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

の4つである。

3) 措置の勧告

審査会は、以上の事実及び評価をもとに、措置の勧告について全会一致で「議員辞職勧告」が相当であると決定した。

10 おわりに

今回の審査結果を踏まえて、議員は政治倫理条例を遵守するとともに、当局においては条例の目的を最大限尊重し、行政執行に当たることを強く望みます。

以上により、本審査会に付託されました潟上市議会議員政治倫理審査請求
について、潟上市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定によりご報告い
たします。

潟上市議会議長 伊藤 榮悦 様

平成27年10月6日

潟上市議会議員政治倫理審査会
委員長 中川 光博